

処 分 基 準

平成28年8月19日作成

| | |
|-------------|--------------------------------------------------------------------|
| 法 令 名 | : 道路交通法 |
| 根 拠 条 項 | : 第75条第2項 |
| 処 分 の 概 要 | : 自動車の使用制限命令 |
| 原 権 者（委任先） | : 徳島県公安委員会 |
| 法 令 の 定 め | : 道路交通法第75条第1項（自動車の使用者の義務等） 道路交通法施行令第26条の6（自動車の使用の制限の基準） |
| 処 分 基 準 | : 別添のとおり |
| 問 い 合 わ せ 先 | : 徳島県警察本部交通部交通指導課駐車対策係 電話 088-622-3101 内線 5124・5125 |
| 備 考 | : |

別添

自動車の使用制限命令の処分量定の基準
使用制限の期間の量定については、原則として、次の基準により行う。

1 用語の定義

この基準において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

(1) 下命・容認に係る使用制限

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第75条第2項の規定に基づき、徳島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が自動車の使用者に対して、自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずる処分をいう。

(2) 処分対象行為

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第26条の6第1号及び第2号に規定する下命・容認に係る使用制限の処分基準に該当する場合における当該処分の事由となる自動車の使用者等の違反行為をいう。

(3) 処分事情

次に掲げる事情をいう。

ア 自動車の使用者等が、当該自動車の使用の本拠におけるその者の業務に関し、過去1年以内に、法第117条の2第4号若しくは第5号、法第117条の2の2第8号から第10号まで若しくは法第118条第1項第4号（法第75条第1項第5号に係る部分に限る。）の違反行為をし、又は過去1年以内に2回以上、法第118条第1項第4号（法第75条第1項第2号に係る部分に限る。）若しくは第5号、法第119条第1項第11号若しくは法第119条の2第1項第3号の違反行為をした者であること。

イ 自動車の運転者が当該違反行為をし、よって交通事故を起こして人を死亡させ、若しくは傷つけ、又は建造物を損壊したこと。

(4) 使用者等

自動車の使用者、安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者をいう。

(5) 処分前歴

自動車の使用者が、当該自動車の使用の本拠において使用する自動車の運転について、過去1年以内に、下命・容認に係る使用制限又は法第75条の2第1項に規定する指示に係る使用制限（以下「指示に係る使用制限」という。）若しくは法第75条の2第2項に規定する納付命令に係る使用制限（以下「納付命令に係る使用制限」という。）を受けたことをいう。

2 期間の計算

(1) 下命・容認に係る使用制限の処分期間は、当該処分が行われた日から起算し、

期間の末日の終了をもって満了するものとする。

- (2) 令第26条の6第2号の表の下欄中「過去1年以内」という場合の期間の計算は、処分対象行為をした日を起算日として計算するものとする。

なお、この場合において、処分前歴の計算は、その処分期間の始期が過去1年以内にあるものについて計算するものとする。

また、1年間は、365日とするものとする。

3 下命・容認に係る使用制限の処分量定の基準

(1) 処分量定の基準

令第26条の6に規定する下命・容認に係る使用制限の処分基準に該当することとなった使用者に対する使用制限の処分期間の量定については、処分対象行為及び処分事情ごとに、その内容に応じてそれぞれの点数を付し、その合計点数を基礎として行うものとする。

(2) 処分対象行為等に付する基礎点数

ア 処分対象行為に付する基礎点数

処分対象行為に付する基礎点数は、それぞれ別表1に掲げるとおりとする。

イ 処分事情に付する点数

(ア) 処分事情のうち、前記1(3)アに掲げる事情については、別表1に掲げる点数を付するものとする。

(イ) 処分事情のうち、前記1(3)イに掲げる事情については、別表2に掲げる点数を付するものとする。

(ウ) 使用者等の違反行為の数え方

処分事情のうち、前記1(3)アに掲げる使用者等の違反行為の数え方については、使用者等の下命又は容認ごとに1回として数えるものとする。

(3) 処分量定の方法

ア 点数計算の方法

処分量定の基準となる点数の計算方法は、前記(2)に従い、処分対象行為及び処分事情ごとに付された点数を合計するものとする。

イ 処分期間の量定

処分期間の量定は、前記アの合計点数及び処分前歴の回数に応じて行うものとし、その基準は別表3に掲げるとおりとする。

(4) 政令で定める基準との関係

前記(3)の方法により処分量定を行った結果、処分期間が令第26条の6第1号及び第2号にそれぞれ処分対象行為ごとに区分して規定されている処分期間の上限をもって処分期間とする。

別表1 処分対象行為及び処分事情の違反行為に付する点数

| 区 分 | | 点 数 |
|---------------------|-----------|-----|
| 酒 酔 い | 運 転 | 36点 |
| 麻 薬 等 | 運 転 | 36点 |
| 無 免 許 | 運 転 | 26点 |
| 無 資 格 | 運 転 | 16点 |
| 酒 気 帯 び | 運 転 | 16点 |
| 過 労 運 | 転 等 | 16点 |
| 速 度 | 超 過 | 6点 |
| 放 置 駐 車 | 違 反 | 6点 |
| 積載物重量制限 超 過 | 10割以上 | 6点 |
| | 5割以上10割未満 | 4点 |
| | 5割未満 | 2点 |
| 積 載 物 大 き さ 制 限 超 過 | | 2点 |
| 積 載 方 法 制 限 超 過 | | 2点 |

別表2 交通事故に付する点数

| 交通事故の種別 | 点 数 |
|--------------------------------------------------------|-----|
| 死 亡 事 故 | 40点 |
| 傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が3月以上であるもの又は後遺障害が存するもの | 30点 |
| 傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が30日以上3月未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。） | 20点 |
| 傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が30日未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。） | 10点 |
| 建 造 物 損 壊 事 故 | |

別表 3

| 点数 区分 | 前歴なし | 前歴1回 | 前歴2回 | 前歴3回 以上 |
|----------|------|------|------|------------|
| 6～10点 | | 20日 | 40日 | 60日 |
| 11～15点 | 10日 | 30日 | 50日 | 70日 |
| 16～20点 | 20日 | 40日 | 60日 | 80日 |
| 21～25点 | 30日 | 50日 | 70日 | 90日 |
| 26～30点 | 40日 | 60日 | 80日 | 100日 |
| 31～35点 | 50日 | 70日 | 90日 | 110日 |
| 36～40点 | 60日 | 80日 | 100日 | 120日 |
| 41～45点 | 70日 | 90日 | 110日 | 130日 |
| 46～50点 | 80日 | 100日 | 120日 | 140日 |
| 51～55点 | 90日 | 110日 | 130日 | 150日 |
| 56～60点 | 100日 | 120日 | 140日 | 160日 |
| 61～65点 | 110日 | 130日 | 150日 | 170日 |
| 66点以上 | 120日 | 140日 | 160日 | 180日 |